

第 52 期（令和 2 年度）熊本地方最低賃金審議会

第 52 期第 11 回 本審 議事録

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 21 日（金） 10 時 00 分～12 時 00 分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階 大会議室
- 3 出席者
 - （公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、高峰委員、
山田委員
 - （労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員
 - （使用者代表委員） 岩田委員、加島委員、近藤委員、
原委員、渡邊委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、中野賃金室長、嘉悦賃金指導官、辛川給付調査官

- 4 議 題
 - （ 1 ）熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対する異議の申出について（諮問・審議・答申）
 - （ 2 ）熊本県地域別最低賃金専門部会の廃止について
 - （ 3 ）最低賃金法第 21 条の規定に基づく建議について
 - （ 4 ）その他
- 5 議事内容

賃金指導官 それでは、皆様おはようございます。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、第 5 2 期第 1 1 回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日の委員のご出席は 1 4 名でございますので、最低賃金審

議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、取材のために報道機関の方がいらっ
しゃっております。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

また、傍聴のお申し込みはございませんでした。

それでは、これより会長に議事進行をお願いしたいと思います。
会長よろしくお願いいいたします。

会長 おはようございます。それでは、議題に入ります前に、熊本
地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項に基づきまして、本
日の議事録署名人を指名いたしたいと思います。労側は山本委
員、使側は加島委員、よろしいでしょうか。

山本委員、加島委員 はい。

会長 よろしく申し上げます。それでは、議題に入ります。熊本県
最低賃金の改正決定につきまして、8月5日に答申をいたしま
した。この答申に伴い、本審議会では熊本地方最低賃金審議会
の意見に関する公示をいたしましたところ、令和2年8月20
日付け、熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組
合連合会から異議申出がございました。この申出に対して諮問
がございますので、局長よりお願いいいたしたいと思います。

労働局長 それでは、最低賃金審議会の意見に関する異議申出について
諮問させていただきます。

令和2年8月21日、標記について、熊本県労働組合総連合
及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、別添の通り最低
賃金法第11条第2項に基づく異議申出があったので、貴審議
会の意見を求めます。よろしく申し上げます。

賃金指導官 それでは、審議に入りますので、申し訳ございませんが、こ
こで一旦、報道機関の方にはご退出をお願いいたします。

(マスコミ 退室)

会長 それでは、諮問がありましたので異議申出に対しましての審議を行いたいと思います。まず、事務局より異議申出の内容についての説明をお願いします。

賃金室長 異議申出の内容について説明させていただきます。

まず、熊本県労働組合総連合からは議長と事務局長が来局され、異議申出書を提出されました。内容についてお聞きしましたところ、まず「今年度の答申に対して」というところで、中賃が目安を示さない下で熊本地方最低賃金審議会は3円の引上げ額を示した、その後全国のDランクの県で3円引上げの流れが広がったことについては評価するが、アメリカ、イギリス、ニュージーランド等ではコロナ禍だからこそ引上げが必要として5～6%の引上げを実施していること等に照らせばきわめて不十分であるということでした。

続きまして、「最低賃金審議会に求めたい基本姿勢」としまして、日経平均株価が新型コロナの影響が出始めた3月に底をつけて以降、V字回復し、現在も高水準を保っているということです。専門家でさえ分析が困難なこの現象は、1980年代から40年近く世界を席卷してきた市場原理主義によって生み出された、グローバリゼーションによる金融資本主義イコールマネーゲームに基づく経済のゆがみ・誤りに由来していると考えられます。この新自由主義経済という経済体制により、憲法25条が保障するはずの最低賃金が、現実の社会とも、憲法・最低賃金の立法趣旨とかけ離れているにも関わらず、この間、低水準の最低賃金改定額を答申せざるを得ない、中央及び地方の地方最低賃金審議会の議論を苦しめている要因となっています。

コロナ危機によるパンデミックを経験している今こそ、この国の経済の基本体制そのものに対する問題提起をする絶好のチャンスということで、地方の最低賃金審議会として、政府に対し地方の声を強く発信していただくよう要望しますという申出内容がありました。また、中小企業支援策を最低賃金審議会として具体的に提起すべきということで、今回新型コロナ対策として全国民に支給された10万円は、国民が生活の在り方を考え直す絶好の機会を与えたもので、この10万円が支給されたことにより文化的な支出ができるということです。全労連・県労連が提起している「最賃時給・全国一律1,500円」は、

まさしく、このプラス10万円の生活を実現させるための提起です。雇用調整助成金の手法を使い、最低賃金を上げる企業に対して、厚労省で予算化し、それを保障する制度を確立すると同時に持続化給付金の手法で、最低賃金を上げる中小企業の直接支援策を、経産省・中小企業庁として大幅に予算を拡充して、それを保障する制度をつくる。さらには中小企業に対する税制の抜本的対策を取り、中小企業を直接支援する施策を提起するなどして、最低賃金全国一律時給1,500円の早期実現を現実のものにしていただくことを強く要望しますという内容の申出がございました。

引き続きまして、熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出の内容についてご説明します。こちらは郵送で到着しました。内容としましては、3円の最賃の上げを答申されたことについて、新型コロナ感染拡大により経済悪化を受ける中、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものであるということが1点。続いて全国でも下位の熊本県は、とりわけエッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善は喫緊の課題であり、コロナ禍における経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であるということが1点。

続いて記1では、最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めており、最低賃金額は労働基準法第1条の規定にかなう水準に上げるべきという内容があります。さらに記2では、3円の上げの答申では地域間格差は解消されず、医療・介護職はこの最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療・介護職の地域間賃金格差に直結しています。この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないとの内容の異議申出がございました。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今の異議申出書及び事務局からの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

内容をまとめますと、プラス3円は評価はするけども、まだまだ人間らしく暮らせる賃金水準からは離れており、コロナ禍を乗り越えるためにも最賃改定額の再審議を求めるという趣旨ですね。

それでは、ご質問がなければ、労使それぞれからご意見をいただきたいと思います。本日の流れとしては、個別協議により労側、使側の意見を取りまとめていただいて、公益が労使それぞれからご意見をお聞きし、それを受けて審議会として局長に答申するという流れにしたいと思います。よろしく願います。

それでは、個別協議を労側、使側お願いしたいと思います。

現在10時10分ですので、25分まで協議をお願いしたいと思います。協議が終わりましたら、それぞれ意見をお伺いいたしますので、よろしく願います。まず、その意見は使側の方から聞きたいと思っています。それでは、事務局は場所を案内してください。

(労使個別協議)

(公使会議)

(公労会議)

(公益委員協議)

会長

よろしいでしょうか。それでは再開します。異議申出に係る労使双方の意見をお伺いいたしましたので、簡単にご説明したいと思います。

使側の方からは、不本意ながらプラス3円ということで今年の最低賃金の答申があった、これ以上のアップはもう考えられないということで、コロナ禍、それから豪雨災害等を踏まえて、まずは雇用の維持を最優先にしたい。それから今、観光業の面からも非常に深刻なんだという話がありました。結論としては、この異議申出については賛同できないということでございました。

労側の方は、元々今年の最賃の議論がプラス24円からスタートして、最終的にプラス3円ということで決まったと。使側からは「今年だけは何か最賃引上げを勘弁してくれないか」という切実な訴えがありそれは自分たちもよく理解できる。一方で、この異議申出の中身の全てを自分たちは否定するわけではないけれども、現在の状況に鑑み、この異議申出について自分たちは賛同できないという趣旨でございました。

公益の方で、使側、労側の意見を聞いて、結論としては、今回は8月5日に行ったプラス3円という答申の通り決定するのが適切であるということで意見をまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

全員 はい。

会長 では答申の通り決定するという結論にしたいと思います。
事務局は答申文(案)を配布してください。配布が終わりましたら事務局に答申文(案)の朗読をお願いしたいと思います。

賃金指導官 それでは、今から朗読させていただきます。
(案)
熊本労働局長 木下正人 殿、熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武
当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)
令和2年8月21日貴職から、令和2年8月20日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する
記
令和2年8月5日付答申どおり決定することが適当である
以上でございます。

会長 ただ今の答申文(案)について、何かご意見はございませんでしょうか。

全員 はい。

会長 それでは、ご承認いただきましたので、文案通り、局長に答申することにいたします。事務局は答申文の準備をお願いいたします。

(マスコミ入室)
(答申文手交)

にいきますと、10月1日木曜日からの発効となります。

ところで、最低賃金審議会令第6条第7項で「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」とされております。ここで、その「任務を終了したとき」とは、「当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了することを一つの基準とする。」とされております。従いまして、本日の第11回本審におきまして、専門部会の任務が終了したものと解されますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長 　　ただ今の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

会長 　　特段ございませんね。

それでは、熊本県最低賃金専門部会について、局長が答申を受けて地域別最低賃金が決定されましたので、熊本県最低賃金専門部会の任務が終了しました。よって、当審議会の議決によって熊本県最低賃金専門部会を廃止するというところでよろしいでしょうか。

全員 　　はい。

会長 　　それでは、廃止になりました。

3番目の議題に入ります。8月5日の熊本県最低賃金の答申の際に、企業が最低賃金の引上げに対応するための支援施策等の実施について提案がありましたので、最低賃金法第21条の規定により、当審議会として労働局長へ建議を行いたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

全員 　　お願いします。

会長 　　それでは、建議について事務局より説明をしていただきたいと思います。

賃金室長 　　建議について説明いたします。最低賃金法第21条には、地方最低賃金審議会は最低賃金の調査審議に関し、必要と認める

事項を都道府県労働局長に建議することができる」と規定されております。これに基づきまして、今回、企業が最低賃金の引上げに対応するための支援施策の十分な実施等の要望がございましたので、委員の皆様方のご意見をいただきまして、事務局が案として作成したものでございます。

この建議は、熊本地震のあった平成28年、それから令和元年も行われております。

以上でございます。

会長 それでは、今の建議書の案を事務局から配布して下さい。配布後に朗読をお願いしたいと思います。

賃金指導官 それでは、朗読させていただきます。

(案)

熊本労働局長 木下 正人 殿 熊本地方最低賃金審議会会長 高峰 武

最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策等について(建議)

熊本地方最低賃金審議会は、標記について、下記のとおり最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

記

1 熊本労働局、熊本県等の関係行政機関は、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨等の影響を踏まえ、政府における最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策について積極的、総合的な周知を図り、迅速・適切に実施することを要望する。特に「雇用調整助成金」の活用促進、迅速な支給決定等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させるとともに、賃上げしやすい環境整備を図るため、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」、「人材確保等支援助成金」の支援内容を充実させる等、利便性について一層向上させること。また熊本県下の産業は非常事態とも言える状況にさらされていることから、関係行政機関においては、各種助成金申請者等の置かれた厳しい状況に十分に配慮し親身に対応を行うこと。併せて、各種支援策の活用促進を図るため熊本県等との連携強化を求める。

2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の

支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に熊本県は農林水産業が主要産業であるが、とりわけ、最低賃金改定による影響が大きいことが予想される技能実習生を多く雇用している農水産業においては、最低賃金・賃金引上げに関して農水産業事業者に対する生産性向上に向けた支援策の充実を図る必要があると強く思料される

3 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する

4 下請企業対策として、公正取引委員会及び中小企業庁との連携を強化し、取引条件の改善を図る等の対策を引き続き行うことを要望する

以上でございます。

会長

ただ今の建議書（案）について、何かご意見はございませんでしょうか。特段ございませんかね。

この建議書（案）には労側使側の委員から、それに私ども公益委員からも手が入ったところもございます。なるべく皆さんのご意見を取り入れたものにしたいという気持ちがありましたのでそういったしました。

建議書（案）については一応、承認ということになりました。ここで私から一言お話ししたいと思います。今年の審議の過程の中でもありましたけれども、4年前の熊本地震があって、地震からの復旧復興関連の大体の工事は終わったようなことが今日の新聞に出ておりました。そこに今年はコロナ禍があります。しかも、7月には豪雨災害がありました。豪雨については、球磨川沿いを中心に大きな被害を受けまして、そこにはいろんな手厚い手当が行われているように思います。しかしながら被害が特に大きかった球磨村辺りを考えると、今後の過疎化というのが随分拍車がかかってくるのではないかという気がしております。

そういう中で、最低賃金を3円上げます。いろいろな議論がありましたけども、結果的に各県を見るとプラス3円のところも、九州内でも鹿児島とか出てきております。やっぱり、それ

それに事情を抱えている地域が、それぞれに主体的判断をされたんだろうという気がいたしております。熊本の場合は、先ほど言いました熊本固有の問題も踏まえながら、全国最低をいかにして脱するか、地域間格差をどうやったら解消できるのかということ。それから厳しい状況の中だけでも、例えば、いよいよ熊本駅前の再開発の形がみえてくる、御船町にコストコができて、新しい形の流通の拠点となる等々のことを総合的に勘案して、採決という形でありましたけれど、プラス3円ということになりました。

ここまでに至る歩みの中には、労使双方にご苦勞をかけたと思っております。本日の建議も、これは釈迦に説法になりますけれども、労働局のそれぞれの部署にきちんとこの精神が届くようお願いしたいと思っております。それに熊本県をはじめとする各自治体、そういうところにも、しっかり汗をかいてほしいなと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、局長に今から建議したいと思っております。

(建議文手交)

労働局長

それでは、ただ今建議書を頂戴いたしましたので、ごあいさつをさせていただきたいと思っております。今年は、昨年にプラス28円という大幅な改定額があった中でのプラス3円ということになりました本来こういった賃金改定があると、労使間でしっかりと話し合いをしていただいて企業努力でやっていただく部分が多いのかなと思っておりますけれども、新型コロナウイルスであるとか7月豪雨の災害の中で、そういった賃金改定がよりスムーズに進むような支援策を、熊本県をはじめとする関係行政機関、と連携をしながら、10月1日の発効に向けてのさまざまな支援策を講じていきたいと思っておりますし、新型コロナウイルスや豪雨災害に関しては、おそらく政府の方でもまた違う形の対応策を随時検討していると聞いておりますので、そういった情報も共有しながらしっかりと周知活動を進め、しかるべく履行確保してまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

会長

よろしくお願いいいたします。それでは、最後になりますけれども、特定最低賃金専門部会の審議について、事務局から説明お願いいいたします。

賃金室長

8月5日の第10回本審におきまして改正決定についての諮問が行われましたので、法令の規定によりまして特定最低賃金専門部会を設置することになります。そのための労働者側委員、使用者側委員の推薦公示を8月26日(水)まで行い、9月上旬には専門部会委員の任命をさせていただく予定としております。関係労使の委員の皆様には、8月26日水曜日まで推薦いただきますようご協力をお願いいたします。

特定最低賃金専門部会の審議につきましては、9月から10月中旬まで開催し、10月14日(水)までに答申いただきますと、例年通りの12月15日(火)の発効とすることができます。従いまして、第12回本審を10月14日(水)午後2時から開催予定でございます。開催場所におきましては、今調整をしております。9月から10月の日程につきましては、委員の皆様の出席可能な日程を調整した上、改めてご連絡いたしますので、ご了承ください。

以上でございます。

会長

細かな日程はこれからということですね。何かご質問はございませんでしょうか。

使側委員

すみません。特定最低賃金専門部会の中に、医療関係というのは作れないものなんでしょうか。先ほど私、中小企業としてお話を差し上げましたけど、私たち中小企業と医療従事者というのを一緒にするというのは、今の状況でも今後も大変難しくなってくると思いますので、できれば医療従事者、医療関係を別枠に特定最低賃金専門部会として立ち上げることを検討していただけたらと思います。

以上です。

会長

今、使側委員から、医療関係専門部会みたいなものがないだろうかというご提案というか、ご意見があったんですけども、事務局から何か説明されることはありますか。

それでは、専門部会をどんなふうにして作れるのか、作るとしたらどうなるのかとか、よその県がどうなってるのか、少し考えましょうか。

それは、事務局に調査していただき、検討課題ということでもいいですか。労働側も検討課題としていくことでよろしいですかね。

今の医療関係専門部会を設けるという提案については、検討課題ということにしていきたいと思います。

ほかにはないようでしたら、最後になりますけれども、本日の議事録及び資料の公開、非公開についてですけれども、公開ということによろしいでしょうか。

全員 はい。

会長 それでは、議事録及び資料については公開をしたいと思います。以上で本日の審議を終了したいと思います。

すいません、私の方から1点だけ確認ですけど、本日行った建議については、今回を含めて3回目ということですかね。

賃金室長 はい。

会長 熊本地震のときと、それから去年に続いて3回目の建議になるということですね。分かりました。

それではほかに何かございますか。

使側委員 8月5日に地方最低賃金審議会が行われ、その日の夕方のテレビと6日には熊日にも審議の結果が載りました。これは熊日の記事だったと思うんですけども、「公益委員が示した3円増でこの審議会が合意した」という表現がございました。これについて、他の県の新聞記事を調べたところ、例えば「部会で採決で何対何だった」とか、「本審に上がって何対何だった」というように、「採決で決着した」と詳しく書いている県もございました。

「合意した」と書かれると、われわれ使側委員も同意した・納得したと取られかねません。これは今後のことですが、会長なり事務局が、マスコミにどう伝えるかということですけど、できれば審議の過程とか、どうやって決まったかっていうのは、もう少し詳しく公表していただかないと、われわれも加盟されている経営者の方々がバックにいて誤解を招きかねませんので、

そこはぜひお願いしたいと思います。

会長 これは、熊日の記事だったんですけども、私も読みましたけど、今、おっしゃったとおりだと思います。合意ということではなくて、採決の結果3円アップに決まったということが一番実態に合っているということ。

使側委員 そうです。

会長 もう一つは、票数はどこが反対したとかということまで書く必要ないかなと思っていますけど、いずれにしろ、「採決」という表現はあった方がいいと思っていますので、先ほど、事務局とは話したんですけど、今日のことも含めて公式に説明をされるときは、「採決の結果、3円アップに決まったということで説明をお願いします」というふう確認にしたところです。今の委員のご意見は分かりました。

使側委員 はい。

使側委員 それに加えて、今回いらっしゃっていた記者の方たちに、最賃決定の仕組みをある程度簡単でいいですから、伝えていただいた方がいいのかなと思います。よろしくお願いします。

会長 分かりました。ほかにございませんでしょうか。
なければ、今日の第11回審議会を終わりたいと思います。
よろしいですか。
では、建議の方は労働局においてご対応をよろしくお願いいたします。以上で終わります。